

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

沖縄厚生年金 事案 453

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
私が A 社で勤務していた期間の標準報酬月額が 8 万円となっていることが判明した。しかし、採用時の面接では会社から 18 万円の基本給を支給する旨の説明を受け、採用後は毎月手取り額でも 12 万円支給されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の平成6年3月31日から約1か月後の同年4月22日付けで、5年7月1日に遡って8万円に減額訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの期間及び10年10月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年3月まで
② 平成10年10月から11年3月まで

私は、平成3年4月に就職した会社からの指導で、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を一括で納付すると割引があると窓口で言われたので、その場で納付書を作成してもらい、その窓口で申立期間①の保険料7万円から8万円を一括で納めた。また、申立期間②の保険料は2回から3回に分けて、同様に市役所の窓口で納付した記憶があるので、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から平成3年6月以降に払い出されているものと推認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立人の主張する加入時期とおおむね一致するものの、当該時点では申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間①の保険料の納付書は平成3年7月6日に社会保険事務所（当時）で作成されていることが確認できる。また、申立期間②の納付書については12年7月5日に社会保険事務所で作成されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間①及び②の国民年金保険料は、いずれも過年度納付により納付されるべきものであったと認められるが、制度上、市役所窓口で過年度保険料を収納することはできない上、当該市役所は「申立期間当時、過年度保険料の徴収は行っていなかった。」と回答している。このほか、過年度分の保険料については、制度上、一括前納割引は適用されない上、申立人が納付したとする申立期間①の保険料額と実際の保険料額（5万4,000円）は乖離^{かいり}している。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、

申立人に上記の国民年金手帳記号番号のほかに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 2 月 28 日まで
私が A 社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は 26 万円であったにもかかわらず 15 万円に減額されており、申立期間当時、会社から減額する旨の説明は無かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しから確認できる給与支給額、平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載された総支払額及び申立人に係る雇用保険受給資格者証の賃金日額より算出した離職日の前 6 か月間における 1 か月相当の給与額から判断すると、申立人は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額よりも高額な給与を受給していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された上述の平成 12 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」を検証した結果、標準報酬月額 15 万円に見合う厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立事業所が社会保険の適用事業所でなくなった平成 13 年 3 月 17 日時点において、資格喪失時の標準報酬月額が 15 万円である被保険者は 165 人であり、このうち申立期間中に申立人と同様、標準報酬月額が 15 万円に月額変更（減額）されている記録が確認できる者は申立人を含めて 41 人おり、その全員について標準報酬月額の遡及訂正が行われた形跡は無い。

さらに、A 社は既に閉鎖されており、申立期間当時における関連資料を確

認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額 26 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 25 日から 47 年 7 月 21 日まで
A 事業所で一緒に働いた同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私は申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 事業所における脱退手当金の取扱いについて、当該事業所の事務担当者は、「申立期間当時、退職者のうち、脱退手当金の受給希望者については事業主による代理請求を行っていた。」と述べている上、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書によれば、「最後に被保険者として使用された事業所」の欄には、当該事業所のゴム印が押されていることが確認できるなど、当該事業所による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の厚生年金保険脱退手当金裁定請求書の請求者の住所欄には、申立人の郷里の住所が記載されている上、同裁定伺の「送金又は振込金融機関名」欄には、同住所の近くの郵便局名が記載されているなど、社会保険事務所（当時）から発出された「保険給付費決定および支払通知書」が同住所に送付されていたことがうかがえ、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日以前である昭和 47 年 8 月 7 日に同住所に異動していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び裁定伺には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 47 年 7 月 21 日）から約 1 か月後の同年 8 月 25 日付けで脱退手当金が支給されたことを示す支払済印が押されていることが確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と

一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。